

◎新潟県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり介護機関を指定した。

令和8年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

| 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指 定 年 月 日 |
|------------|---------------|----------------|---------------|--------------|-----------|
| 社会福祉法人板額の里 | 胎内市表町6番17-12号 | ショートステイウエルネス中条 | 胎内市表町6番17-12号 | 短期入所生活介護 | 平成19年3月1日 |
| 社会福祉法人板額の里 | 胎内市表町6番17-12号 | ショートステイウエルネス中条 | 胎内市表町6番17-12号 | 介護予防短期入所生活介護 | 平成19年3月1日 |